

新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内で小規模店舗を営む中小企業等が新型コロナウイルス感染症に関して、感染症対策に配慮した店舗づくりを行うために、設備投資や備品の購入を実施する事業（以下、「補助事業」という。）を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模店舗とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市の区域内に所在する店舗

イ 小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかに該当する事業を営む店舗

ウ 店舗における従業員数が5人以下又は売場面積が250平方メートル以下であるもの

エ フランチャイズチェーンでないもの

オ チェーンストアでないもの

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗でないもの

キ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗でないもの

ク 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う店舗でないもの

ケ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)により届出された店舗であり、1棟の建物として店舗面積1000平方メートル超の店舗内に店舗を出店している店舗でないもの

(2) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は、市長が適当と認める者をいう。

(3) 従業員とは、小規模店舗の業務に従事する者であつて、常時使用するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2カ月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

(4) 売場面積とは、小規模店舗において顧客に対して直接サービスを提供する場所の面積をいう。

(5) フランチャイズチェーンとは、次のいずれにも該当する店舗をいう。

ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗

イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗

ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている店舗

(6) チェーンストアとは、11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗をいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 補助事業を行う者（店舗が賃貸借物件である場合には、当該賃貸借物件の所

有者から当該改装について承諾を受けた者に限る。)

(2) 市税を完納している者

(3) 建築基準法，食品衛生法，その他関係法令に違反していない者

(4) 原則として，市内に本社，本店，支店若しくは営業所を有する法人（工事等見積書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に補助事業の発注を行う者

2 前項の規定にかかわらず，市長は，補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，店舗の営業の用に供するものにかかる経費で，別表1のとおりとし，補助率等は同表のとおりとする。

2 前項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は，これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

3 国，県，その他の地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けていない者

（補助対象外経費）

第5条 補助金の対象から除く経費は，別表2のとおりとする。

（交付の条件）

第6条 この補助金は，次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 関係法令等を遵守し，諸手続きを遅延なく履行すること。

(2) 補助事業を取り止める場合には，市長に届け出ること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (9) 補助事業実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、補助実施期間に実施された事業を補助対象とし、この期間外に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除

税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 市長は、補助金を交付しないと決定をしたときは、別記様式第3号による不交付決定通知により、申請者に通知するものとする。

(事業の取り止めの届出)

第9条 第6条第2号の規定により市長に届け出る場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業の取り止め届出書を市長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第6条第3号の規定により市長の指示を求める場合には、補助事業が予定期間内に開始できない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書及びその添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を

求めることができる。

3 第1項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除額を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に当該消費税仕入控除額が確定していない場合にあつては、確定後、別記様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、これを別記様式第7号による補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 市長は、第11条第3項の報告があつた場合には、期限を定めて当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合
- (5) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により取得又は改良した価格が1点500,000円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の機械設備等とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令第15号」という。)を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となっているものについては、省令第15号の定めに応じた期間とする。

3 第6条第5号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産等の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。

4 第6条第5号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第10号による取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。ただし，これ以前に第8条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については，この要綱の失効後も，なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費		補助率限度額
① 改装費	工事請負費 原材料費 設計委託料 監理委託料	補助率：2／3以内 費目内の合計補助限度額：50万円 ※改装費は、感染症対策のために行う店舗の改装工事にかかる費用であり、設備や備品の取り付けに伴う設置工事等は設備・備品購入費とする。
② 設備費	業務用空調設備	補助率：2／3以内 費目内の合計補助限度額：30万円
③ 備品費	その他の備品	補助率：2／3以内 費目内の合計補助限度額：20万円
①～③合計		合計補助限度額：100万円 ※補助対象経費の合計額は最低5万円以上とする

備考

- 1 上表中「工事請負費」とは、営業の用に供される部分に、感染症対策に配慮した店舗とするために施す工事（以下、「改装工事」という。）の施工費用をいう。
- 2 上表中「原材料費」とは、店舗で自ら感染症対策のための工事を施工する場合に必要なとなる原材料費をいう。
- 3 上表中「設計委託料」とは、備考1に規定する工事の設計業務の委託に要する費用をいう。
- 4 上表中「監理委託料」とは、備考1に規定する工事の監理業務の委託に要する費用をいう。
- 5 上表中「設備費」とは、感染症対策に配慮した店舗とするために行う、業務用のエアコンの導入に係る費用をいう。
- 6 消費税の課税事業者の場合、補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を除いた額とする。

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象外経費		
改装費・設備 費に関する もの	1	感染症対策とは直接関係のない工事
	2	住居兼店舗の住居部分に対する工事や、店舗の事務室、従業員休憩室、 車庫、倉庫など直接顧客にサービスを提供しない部分に対する工事。
	3	建物の新設や移転に関する工事や、土地購入及び工事中の仮店舗、建築 手続きにかかる費用下水、浄化槽、地下埋設の給排水管のみの新設や修 繕。植栽、塀、門扉など、建物以外の構築物への工事。
	4	既存設備の修繕、点検、清掃、消臭、抗菌処理にかかる費用
備品に関する もの	1	消耗品（マスク、消毒液、検温器、フェイスシールドなど）
	2	広告宣伝費
	3	食器セット
	4	自動車、バイク、自転車
	5	電話、FAX、コピー機、複合機、パソコン、タブレット端末、 プリンター、デジタルカメラ、テレビ等の汎用品、ソフトウェア
	6	既存備品の修繕、点検、清掃、消臭、抗菌処理にかかる費用
	7	その他、感染症対策とは直接関係のない備品の購入。

別記様式第1号（その1）（第7条関係）

（宛先）
新潟市長

年 月 日

所在地
社名・団体名
代表者氏名

印

「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業 補助金交付申請書

以下のとおり補助金の交付を申請します。

店舗名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
交付決定通知等の書類送付先 ※	〒 住所 氏名

※申請者と同じ住所に書類送付を希望される場合は、「同上」としてください。

申請者の概要

申請店舗の業種	・ 小売業 ・ 飲食業 ・ 生活関連サービス業		
主な事業内容			
資本金		従業員数	
申請要件	該当する項目にチェックしてください。（該当するものいずれか一方で可） <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数が5名以下 ⇒ 従業員数の分かる資料を添付 <input type="checkbox"/> 店舗面積が250㎡以下 ⇒ 店舗面積の分かる資料を添付		

（申請者） 様

新潟市長 印

年度「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 店舗名称
- 2 補助対象額 円
- 3 交付決定額 円
(補助率：)
- 4 補助事業の目的及び内容 申請書記載の通り
- 5 補助金交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出しないこと。
 - (2) 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金額の上限は本交付決定通知書にある交付決定額となる。

別記様式第3号（第8条第4項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

- 1 店舗名称
- 2 不交付の理由

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）
新潟市長

店舗名称

事業者名称

代表者名

印

事業者住所

補助事業取り止め届出書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあった、「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業を下記のとおり取り止めたので、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

取り止めの理由

（宛先）
新潟市長

年 月 日

店舗名称
事業者名称
代表者名
事業者住所

印

年度「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあつた補助事業が完了したので新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

（注意）申請者の消費税の取り扱いによって、金額の記載方法が異なります。

- 課税事業者 … 下記の支出額は「消費税抜きの価格」
- 簡易課税制度適用事業 … 下記の支出額は「消費税込みの価格」
- 免税事業者等 … 下記の支出額は「消費税込みの価格」

1.補助事業の収支明細

項目	金額
【①改装費】	
① 改装費の合計額	
【②設備費】	
② 設備費の合計額	
【③備品費】	
③ 備品費の合計額	

2.補助額の算定

A: 改装費補助額 (①対象経費×2/3) ※上限 50 万円	
B: 設備費補助額 (②対象経費×2/3) ※上限 30 万円	
C: 備品費補助額 (③対象経費×2/3) ※上限 20 万円	

補助額 ※「交付決定通知書の金額」か「A+B+C の合計額」の いずれか低い方の金額	
---	--

3.事業完了日

改装工事, 備品購入の完了年月日	年	月	日
------------------	---	---	---

4.振込先口座

補助金の 交付先 (振込先)	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫	支店
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号 ※右詰めで記入		
	フリガナ		
	名義人		

※振込先の名義人は、原則として補助金申請者と同一としてください。

◇添付書類

- (1) 改装工事費, 備品購入費を支払ったことを証明する書類 (支出した補助対象経費の内容がわかるものであること) の写し
- (2) 改装工事を実施した場所, 購入した備品の状況がわかるカラー写真
- (3) 振込先口座の通帳の写し
(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の分かるもの)

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

店舗名称

事業者名称

代表者名

事業者住所

印

補助事業に係る消費税額の額の確定に伴う報告書

消費税法上の消費税額が確定したので、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額（市長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

印

年度「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました標記補助金について、下記の通り確定したので、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 店舗名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

別記様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

印

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 店 舗 名 称
- 2 交 付 決 定 額
- 3 交 付 決 定 取 消 額
- 4 取 消 理 由

別記様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長

印

補助金等返還命令書

年 月 日付け新 第 号 で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 店舗名称
- 2 返還額
- 3 返還期限
- 4 返還理由

別記様式第10号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市長

店舗名称

事業者名称

代表者名

事業者住所

印

補助事業に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け 第 号 で補助金の交付決定通知のあった「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業費補助金交付要綱第16条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 2 取得効用増加価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由